

# 三郷町空き家バンク フロー図



※空き家バンクの実施主体は町ですが、売買交渉等に町は介入しません。

※「空き家」とは、個人が所有し、現に人が使用していないもの又は人が使用していないと同様の状態にあるもの（近く使用しなくなる予定のものを含む。）で、町内に所在する建物（賃貸及び分譲等の営利を目的として建築された建物を除く。）のことです。

※「所有者等」とは、空き家の所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる方のことです（仲介等を目的とした業務を行う方を除きます。）。

※「利用希望者」とは、町の空き家バンク登録台帳に登録された空き家の購入又は賃貸借について、空き家登録者と交渉するために、空き家バンクによる利用登録を希望される方のことです。

※「利用登録者」とは、フロー図の「⑤利用登録完了通知」を町から受けた利用希望者のことです。